

## 災害用物資を活用した防災活動に関する協定（案 24. 5. 30）

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）は、災害用非常食等（以下「災害用物資」という。）を活用した防災活動に関する協定を以下のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、災害用物資の個人備蓄を推進する取組及び防災意識の啓発活動を連携・協力して実施することにより、地域の災害対応力の強化を推進するとともに、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害用物資を活用した速やかな調達と供給を行い、地域の安全と安心に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害用物資及び啓発用物品などを活用した防災啓発事業を連携して推進することとし、甲は乙が行う社会貢献活動としての事業に限り、可能な範囲での協力を行うものとする。

### （要請事項）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合において、災害用物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、災害用物資の供給について協力を要請することができる。

- （1）三重県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）三重県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から、物資の調達のあつせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する災害用物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第3条による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(災害用物資の運搬、引渡し)

第7条 災害用物資の取引場所は甲が指定するものとし、取引場所までの運搬は乙が行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し災害用物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(費用の負担)

第8条 第4条の物資調達のコスト及び第7条の乙が行った運搬等の費用については、乙が負担するものとする。ただし、乙が販売用に保有する災害用物資について、物資調達した場合については、甲が負担するものとし、その取引価格は災害発生時直前における同等品を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第9条 第5条に基づく要請の連絡体制については、甲と乙が協議の上、取り決めるものとする。

(県内市町長協定との調整)

第10条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(物資保有数量の報告)

第11条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を別表3「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

2 乙が、前項による災害用物資を取り扱わなくなった場合は、速やかに甲に報告するものとする。また、この場合、甲と乙が協議の上、協定を解除できるものとする。

(広域的な協力体制の整備)

第12条 乙は、三重県内の各市町が災害用物資の供給に関する広域的な支援を受けられる体制の整備に努めるものとし、甲はこの活動に対し、必要な協力を行うものとする。

(補償)

第13条 この協定に基づく業務の実施により、乙の従事者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令により行うものとする。

(情報の交換)

第14条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除または改訂する意志表示がないときは、更に一年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年 8 月 17 日

甲 三重県津市広明町13番地  
三重県

三重県知事 鈴木 英敬 印

乙 三重県四日市市浮橋1丁目4番3号  
一般社団法人日本非常食推進機構

代表理事 古谷 賢治 印